

石川県公報

平成 26 年 11 月 4 日

第 1 2 7 4 6 号 (火曜日)

毎週 2 回 火曜 金曜 発行

目

次

告 示		公 告	
○医療扶助のための医療を担当させる機関の指定 (厚生政策課)	1	○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の 自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の診療 所等の廃止の届出 (同)	4
○医療扶助のための医療を担当させる機関の指定 (同)	1	○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の 自立の支援に関する法律に基づき指定を受けた施術者 の診療所の廃止の届出 (同)	4
○医療扶助のための施術を担当させる者の指定 (同)	2	○都市計画事業の事業計画の変更の認可 (水環境創造課)	4
○医療扶助のための施術を担当させる者の指定 (同)	2	○漁業災害補償法第108条第2項の規定による同意の認 定 (水産課)	4
○生活保護法に基づく指定医療機関の診療所等の廃止の 届出 (同)	2	○県道の区域の変更 (道路整備課)	6
○生活保護法に基づき指定を受けた施術者の診療所の廃 止の届出 (同)	2	○県道の供用の開始 (同)	6
○医療支援給付のための医療を担当させる機関の指定 (同)	2	公 告	
○医療支援給付のための医療を担当させる機関の指定 (同)	3	○特定非営利活動法人の定款変更認証申請公告 (県民交流課)	6
○医療支援給付のための施術を担当させる者の指定 (同)	3	○争議行為の通知公告 (労働企画課)	7
○医療支援給付のための施術を担当させる者の指定 (同)	3	○政府調達に関する協定に係る入札公告 (農業政策課)	7
		○県営土地改良事業計画の変更及び縦覧公告 (農業基盤課)	14
		○道路の位置の指定公告 (建築住宅課)	14
		公安委員会	
		○石川県公安委員会が行う交通の規制の一部改正	15

告

示

石川県告示第488号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成26年11月4日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	指定年月日
訪問看護ステーション ルーツ	白山市中町38番地	平成26年8月1日
一般社団法人 えくぼ薬局	加賀市下河崎町ト1番地1	平成26年9月1日
クオール薬局 内灘店	河北郡内灘町字緑台1-8	〃
ウエルシア薬局野々市御経塚店	野々市市御経塚1丁目537	〃

石川県告示第489号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成26年11月4日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	指定年月日
小木クリニック	鳳珠郡能登町字小木15字23番3	平成26年10月1日
フラスコ薬局	七尾市古府町1-3	〃
ひまわり薬局	河北郡津幡町北中条6丁目70番	〃

石川県告示第490号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

平成26年11月4日

石川県知事 谷 本 正 憲

氏 名	名 称	所 在 地	指定年月日
浮田 茂	うきた整骨院。	小松市松任町16-2	平成26年8月1日

石川県告示第491号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

平成26年11月4日

石川県知事 谷 本 正 憲

氏 名	名 称	所 在 地	指定年月日
森 陽一朗	もり接骨院	加賀市松が丘1丁目21番地18	平成26年10月1日

石川県告示第492号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり診療所等を廃止した旨の届出があった。

平成26年11月4日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	廃止年月日
桜井小児科医院	七尾市亀山町20番地	平成26年8月31日
えくぼ薬局	加賀市下河崎町ト1番地1	〃

石川県告示第493号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により、指定を受けた施術者から、次のとおり施術所を廃止した旨の届出があった。

平成26年11月4日

石川県知事 谷 本 正 憲

氏 名(名 称)	所 在 地	廃止年月日
太田 敬(太田接骨院)	白山市成町428	平成26年8月27日

石川県告示第494号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法

律第106号)による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成26年11月4日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	指定年月日
訪問看護ステーション ルーツ	白山市中町38番地	平成26年8月1日
一般社団法人 えくぼ薬局	加賀市下河崎町ト1番地1	平成26年9月1日
クオール薬局 内灘店	河北郡内灘町字緑台1-8	〃
ウエルシア薬局野々市御経塚店	野々市市御経塚1丁目537	〃

石川県告示第495号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成26年11月4日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	指定年月日
小木クリニック	鳳珠郡能登町字小木15字23番3	平成26年10月1日
フラスコ薬局	七尾市古府町1-3	〃
ひまわり薬局	河北郡津幡町北中条6丁目70番	〃

石川県告示第496号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第106号)による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療支援給付のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

平成26年11月4日

石川県知事 谷 本 正 憲

氏 名	名 称	所 在 地	指定年月日
浮田 茂	うきた整骨院。	小松市松任町16-2	平成26年8月1日

石川県告示第497号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条の規定により、医療支援給付のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

平成26年11月4日

石川県知事 谷 本 正 憲

氏 名	名 称	所 在 地	指定年月日
森 陽一朗	もり接骨院	加賀市松が丘1丁目21番地18	平成26年10月1日

石川県告示第498号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり診療所等を廃止した旨の届出があった。

平成26年11月4日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	廃止年月日
桜井小児科医院	七尾市亀山町20番地	平成26年8月31日
えくぼ薬局	加賀市下河崎町ト1番地1	〃

石川県告示第499号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により、指定を受けた施術者から、次のとおり施術所を廃止した旨の届出があった。

平成26年11月4日

石川県知事 谷 本 正 憲

氏 名(名 称)	所 在 地	廃止年月日
太田 敬(太田接骨院)	白山市成町428	平成26年8月27日

石川県告示第500号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成26年11月4日

石川県知事 谷 本 正 憲

施行者の名称	都市計画事業の種類及び名称	事 業 地	事業施行期間
小 松 市	小松都市計画下水道事業小松公共下水道(中央処理区)	(1) 収用の部分 変更なし (2) 使用の部分 変更なし	昭和40年7月31日から 平成29年3月31日まで

石川県告示第501号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第108条第2項の規定による同意があったものと認める。

平成26年11月4日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 美川第1加入区

(1) 発起人の住所及び氏名

白山市美川永代町甲88番地8 美川定置網漁業組合 代表者 浜辺 佳世

白山市美川和波町カ284番地1 福岡 隆三

(2) 区域

石川県漁業協同組合の地区のうち旧美川漁業協同組合の地区（白山市徳光町及び八田町並びに能美市のうち合

併前の根上町を除く区域に限る。)

(3) 区分

法第104条第2号に掲げる漁業

(4) 漁業災害補償法施行規則(昭和39年農林省令第35号)第48条の2において準用する同令第46条第1項の規定による通知年月日

平成26年10月7日

2 金沢加入区

(1) 発起人の住所及び氏名

金沢市佐奇森町ヲ127番地 大杉 定男

金沢市神谷内町へ67番地1号 関塚 勝次

(2) 区域

石川県漁業協同組合の地区のうち金沢市並びに白山市徳光町及び八田町

(3) 区分

法第104条第2号に掲げる漁業のうち①及び②に掲げる漁業以外の漁業であって、総トン数3トン以上の漁船により営む漁業

(4) 漁業災害補償法施行規則(昭和39年農林省令第35号)第48条の2において準用する同令第46条第1項の規定による通知年月日

平成26年10月7日

3 西海第1加入区

(1) 発起人の住所及び氏名

羽咋郡志賀町西海風戸ヌの8番地2 有限会社大興丸水産

羽咋郡志賀町西海風無ヌの80番地の甲 大漁丸水産有限会社

(2) 区域

石川県漁業協同組合の地区のうち旧石川とぎ漁業協同組合の地区(西海風戸、西海風無、西海千ノ浦及び西海久喜の区域に限る。)

(3) 区分

総トン数10トン以上の漁船を使用して営む小型まき網漁業

(4) 漁業災害補償法施行規則(昭和39年農林省令第35号)第48条の2において準用する同令第46条第1項の規定による通知年月日

平成26年10月7日

4 西海第1加入区

(1) 発起人の住所及び氏名

羽咋郡志賀町西海風戸ハの154番地 辰己 利平

羽咋郡志賀町西海風戸ハの215番地の甲 柿本 秀樹

(2) 区域

石川県漁業協同組合の地区のうち旧石川とぎ漁業協同組合の地区(西海風戸、西海風無、西海千ノ浦及び西海久喜の区域に限る。)

(3) 区分

法第104条第2号に掲げる漁業のうち船外機以外の推進機関を備えた総トン数3トン未満の漁船により行う漁業

(4) 漁業災害補償法施行規則(昭和39年農林省令第35号)第48条の2において準用する同令第46条第1項の規定による通知年月日

平成26年10月7日

5 西海第2加入区

(1) 発起人の住所及び氏名

羽咋郡志賀町赤崎レの3番地 木村 豊男

羽咋郡志賀町赤崎イの18番地の1 端野 祐次

(2) 区域

石川県漁業協同組合の地区のうち旧石川とぎ漁業協同組合の地区（赤崎、小窪、鹿頭、笹波及び前浜の区域に限る。）

(3) 区分

法第104条第2号に掲げる漁業のうち総トン数3トン以上10トン未満の漁船により行う漁業

(4) 漁業災害補償法施行規則（昭和39年農林省令第35号）第48条の2において準用する同令第46条第1項の規定による通知年月日

平成26年10月7日

石川県告示第502号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更する。

なお、その関係図面は、平成26年11月4日から同月18日まで縦覧に供する。

平成26年11月4日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	道 路 の 区 域				関係図面の縦覧場所
	変更の区間	旧新別	敷地の幅員(m)	延長(m)	
清水小坂線	金沢市牧町イ36番1地先から 金沢市夕日寺町ホ49番6地先まで 及び 金沢市牧町イ36番1地先から 金沢市夕日寺町ホ49番6地先まで	旧	6.75～16.80	285.7	県央土木 総合事務所 維持管理課
		新	及び 9.70～52.60	285.7 及び 255.4	

石川県告示第503号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、告示する。

なお、その関係図面は、平成26年11月4日から同月18日まで縦覧に供する。

平成26年11月4日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の縦覧場所
清水小坂線	金沢市牧町イ36番1地先から 金沢市夕日寺町ホ49番6地先まで	平成26年11月6日	県央土木 総合事務所 維持管理課

公 告

特定非営利活動法人の定款変更認証申請公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成26年11月4日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 申請のあった年月日
平成26年10月22日
- 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 金沢クリエイティブツーリズム推進機構
- 代表者の氏名
坂本 英之
- 主たる事務所の所在地
金沢市青草町88番地

5 定款に記載された目的

この法人は、創造都市金沢の実現に向けて、金沢21世紀美術館とまちなかのアートスポットを連携し、クリエイティブツーリズムを推進するための諸方策について企画運営することを目指す。そのため、アートスポットを発掘整理し、それらを繋げたり公開したりするツーリズム事業と、アートスポットを回遊するのに相応しいアート感覚溢れるレンタサイクルを運行するチャリ de アート事業の2つの事業部門で構成する。事業の推進にあたっては、大学、民間企業、行政機関と連携を取りながら進め、市民主体のまちづくりの推進に寄与することを目的とする。これらの事業を通じて、創造都市の性格を強めて滞在型観光客の誘致を推進すると同時に、まちなかのライフスタイルを快適で楽しいものへと高めていく。

争議行為の通知公告

労働関係調整法(昭和21年法律第25号)第37条第1項の規定により、石川県医療労働組合連合会執行委員長 東幸枝から、次のとおり争議行為を行う旨平成26年10月24日通知があった。

平成26年11月4日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 事件

賃金引上げ等の要求

2 日時

平成26年11月6日以降、事件が解決に至るまでの期間

3 場所

金沢市赤土町ニ13番地6 社会福祉法人恩賜財団石川県済生会金沢病院、金沢市小坂町中83番地 医療法人社団浅ノ川総合病院、金沢市田中町は16番地 医療法人社団浅ノ川田中町温泉ケアセンター、加賀市山中温泉上野町ル15番地1 公益社団法人地域医療振興協会山中温泉医療センター、金沢市石引4丁目3番5号 社会医療法人財団松原愛育会松原病院、金沢市沖町ハ15番地 独立行政法人地域医療機能推進機構金沢病院、七尾市本府中町ワ5番地 医療法人社団松原会七尾松原病院、七尾市中狭町イ部12番地 社会福祉法人松原愛育会七尾更生園、七尾市富岡町94番地 社会医療法人董仙会恵寿総合病院、羽咋市柳橋堂田53番地1 公益社団法人石川勤労者医療協会羽咋診療所、能美市寺井町ウ84番地 公益社団法人石川勤労者医療協会寺井病院、能美市寺井町ウ84番地 公益社団法人石川勤労者医療協会介護老人保健施設手取の里、小松市下栗津町み1番地 公益社団法人石川勤労者医療協会小松みなみ診療所、輪島市堀町1字13番2 公益社団法人石川勤労者医療協会輪島診療所、金沢市平和町3丁目5番2号 公益社団法人石川勤労者医療協会健生クリニック、金沢市上荒屋1丁目79番地 公益社団法人石川勤労者医療協会上荒屋クリニック、金沢市上荒屋1丁目79番地 公益社団法人石川勤労者医療協会有料老人ホームひだまり、金沢市京町20番3号 公益社団法人石川勤労者医療協会城北病院、金沢市京町24番14号 公益社団法人石川勤労者医療協会、金沢市天神町1丁目18番37号 金沢医療生活協同組合けんろく診療所、金沢市大豆田本町甲278番地 公益社団法人石川勤労者医療協会訪問看護ステーションあて、金沢市京町20番50号 公益社団法人石川勤労者医療協会訪問看護ステーションつくし、金沢市平和町3丁目5番2号 公益社団法人石川勤労者医療協会訪問看護ステーションすみれ、金沢市上荒屋1丁目39番地 公益社団法人石川勤労者医療協会訪問看護ステーションあい、金沢市天神町1丁目18番37号 公益社団法人石川勤労者医療協会訪問看護ステーションにじ、小松市一針町ホ47番地 公益社団法人石川勤労者医療協会訪問看護ステーションかけはし、小松市下栗津町み1番地 公益社団法人石川勤労者医療協会訪問看護ステーションすまいる、羽咋市川原町ア60番地1 公益社団法人石川勤労者医療協会訪問看護ステーションほのぼの、金沢市京町24番14号 公益社団法人石川勤労者医療協会金沢医療事業共同組合、金沢市北安江2丁目10番18号 公益社団法人石川勤労者医療協会おたっしやホーム城北、金沢市山王町2丁目75番地 公益社団法人石川勤労者医療協会ともだち村デイサービス、金沢市浅野本町2丁目23番21号 公益社団法人石川勤労者医療協会グループホームおんぼらーと、羽咋市石野町ト40番地 公益社団法人石川勤労者医療協会グループホームなが穂の里における組合員が従事する全職場

4 概要

救急外来患者及び入院中の重症患者のための保安要員を除く、全部又は一部の組合員のあらゆる合法争議行為

政府調達に関する協定に係る入札公告

次のとおりWTO(世界貿易機関)に基づく政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の適用を受ける一般競

争入札を実施する。

平成26年11月4日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 工 事 名 広域営農団地農道整備事業 能登外浦4期地区
椎木・北浦工区 トンネル工事
- (2) 工事場所 輪島市門前町椎木、飯川谷地内
- (3) 完成期日 平成29年12月20日(一部債務負担行為)
- (4) 工事内容及び概要
 - ア 施工延長 L=1,308m (No.25+65.0~No.38+73.0)
 - イ 幅 員 トンネル部 W=6.0(7.0) m
明かり部 W=6.0(7.5) m
 - ウ トンネル工 延 長 L=1,107m (No.27+19.0~No.38+26.0)
内空断面積 A=51.8㎡
工 法 NATM 補助ベンチ付き全断面工法
- (5) 使用する主要な資機材
 - ア 吹付コンクリート 20,300㎡
 - イ 覆工コンクリート 6,100㎡
- (6) 予定価格 2,998,328,400円(税込み)
- (7) 工事の実施形態
 - ア 本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式(施工体制確認型総合評価方式)の適用工事である。
 - イ 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受ける契約後VE方式で行う。
 - ウ 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。
- (8) 本工事は、入札を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。
また、紙入札の承諾に関しては、石川県農林水産部農業政策課技術管理室に承諾願いを提出するものとする。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- この工事の入札に参加することができる者は、平成26年度に石川県において締結が見込まれる建設工事の特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等(平成26年石川県告示第308号。以下「平成26年石川県告示」という。)に基づく特定入札参加資格を有すると認められた3者の建設業者(以下「構成員」という。)により結成された特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)であって、次に掲げる条件のすべてに該当し、かつ、知事によりこの工事に係る入札参加資格の確認を受けた者とする。
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定後、石川県が別に定める手続に基づく一般競争入札参加資格の再認定を受けた者は除く。)でないこと。
 - (3) 入札参加資格確認申請書の提出期限の翌日からこの工事の入札日までの期間に石川県建設工事請負業者の指名停止措置を受けていない者であること。
 - (4) この工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある業者でないこと(詳細は、入札説明書による。)
 - (5) 入札に参加しようとする者の間に資本関係及び人的関係がないこと(資本関係又は人的関係がある者のすべてが当該建設工事共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。詳細は、入札説明書による。)
 - (6) 役員(役員として登記または届出されていないが、事実上経営に参加している者を含む。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員、または暴力団関係者(暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと関わりを持つ者をいう。)と認められる者でないこと。

(7) 共同企業体に必要な資格

共同企業体は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める資格要件を満たす者3者で構成されるものであること。

ア 代表者

次の要件をすべて満たす者であること。

- (ア) 平成25年度に実施された建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の23第1項の規定による経営事項審査の結果である経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(審査基準日が平成24年10月1日から平成25年9月30日までの間にあるもの。)における土木一式工事に係る総合評価値と石川県建設工事競争入札参加資格に係る主観的事項審査事務要領に定める平成26年度の主観点数との合計値である総合点数(以下「土木一式工事に係る総合点数」という。)が1,200点以上であること。
- (イ) 平成11年度以降に、元請け(共同企業体にあつては代表者に限る。)として、トンネル内空断面積(覆工後の内空断面(代表値))40㎡以上のNATMによるトンネル新設工事を施工した(施工中であるものを除く。)実績を有すること。
- (ウ) 配置予定技術者に係る事項
次に掲げる要件をすべて満たす者を専任の主任(監理)技術者として配置できること。
 - ① 3ヶ月以上の雇用関係にある主任(監理)技術者を専任で配置できること。
 - ② 一級土木施工管理技士等の資格を有すること。
 - ③ 平成11年度以降に、トンネル内空断面積(覆工後の内空断面(代表値))40㎡以上のNATMによるトンネル新設工事に単体又は共同企業体の代表者の主任(監理)技術者として1年以上従事した(施工中であるものを除く。)経験を有する者。

イ 構成員1

次の要件をすべて満たす者であること。

- (ア) 平成26年度の土木一式工事に係る総合点数が950点以上であること。
- (イ) 平成11年度以降に、NATMによるトンネル新設工事を元請け(共同企業体にあつては構成員を含む。)として施工した(施工中であるものを除く。)実績を有すること。
- (ウ) 配置予定技術者に係る事項
次に掲げる要件をすべて満たす者を専任の主任(監理)技術者として配置できること。
 - ① 3ヶ月以上の雇用関係にある主任(監理)技術者を専任で配置できること。
 - ② 一級土木施工管理技士等の資格を有すること。
 - ③ 平成11年度以降に、NATMによるトンネル新設工事に単体又は共同企業体の主任(監理)技術者として1年以上従事した(施工中であるものを除く。)経験を有する者。

ウ 構成員2

次の要件をすべて満たす者であること。

- (ア) 平成26年度の土木一式工事に係る総合点数が900点以上であること。
- (イ) 配置予定技術者に係る事項
次に掲げる要件をすべて満たす者を専任の主任(監理)技術者として配置できること。
 - ① 3ヶ月以上の雇用関係にある主任(監理)技術者を専任で配置できること。
 - ② 一級土木施工管理技士等の資格を有すること。

なお、代表者、構成員1及び構成員2において、配置予定の技術者として二人まで、同時に申請することができる。また、同一技術者を重複して複数の工事の配置予定技術者とする事は差し支えないが、他の工事を落札したことにより、申請した配置予定技術者を配置することができなくなったときは、直ちに提出した申請書の取り下げ又は入札の辞退を行うこと。これらの行為を行わない入札は無効とし、場合によっては、当該入札者については指名停止等の措置を行うことがある。

この工事の代表者、構成員1及び構成員2の配置予定技術者については、「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて(平成26年2月20日付け農政第2999号)」による主任技術者の兼務を認めない。

(8) この工事に係る次の施工計画書(作成要領は「施工計画書作成要領及び様式」による。)を作成し、その施工計画の内容が適正であること。

ア 施工計画の概要

- イ 工事工程表
- ウ 建設発生土累計図
- エ 主要工事の施工計画（坑門工、面壁工、掘削工、補助工法）
- オ 施工計画概要図
- カ 施工設備平面図
- キ 施工設備計画
- ク 仮設備計画
- ケ 工程・品質・出来形管理計画
- コ 環境対策
- サ 安全対策
- シ 工事現場組織体制表

(9) 総合評価方式に係る技術提案（以下「技術提案」という。）の内容が適正であること。なお、技術提案は、標準案（別冊図面、及び別冊仕様書）での施工上の留意点に対するものとする。

(10) 共同企業体結成に関する留意事項

- ア この入札公告における工事の入札に参加資格確認申請をした共同企業体の代表者及び構成員は、他の企業と共同企業体を結成し、この入札公告における工事の入札に参加資格確認申請をすることができない。
- イ 代表者は2(7)アに掲げる代表者の要件を満たす者であって、出資比率が構成員のうち最も大きな者であること。また、出資比率は、代表者、構成員1、構成員2の順に大きいものとする。
- ウ 構成員の出資比率は20%以上とする。

3 総合評価方式に関する事項

(1) 本工事の評価項目は次のとおりとする。

ア 下記に示す技術提案の内容について評価する。

- (ア) 掘削時における安全な施工
- (イ) 覆工コンクリートの耐久性の向上
- (ウ) 安全管理対策
- (エ) 環境対策

イ 施工体制について評価する。

(2) 総合評価の方法

ア 標準点

本工事について、入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められる場合には、標準点100点を与える。

イ 施工体制評価点及び加算点

上記(1)に示す各項目を評価し、施工体制評価点及び加算点を与える（詳細は入札説明書による。）。

ウ 評価値

価格及び価格以外の要素として提示された性能等に係る総合評価は、入札参加者について、上記ア及びイにより得られた標準点、施工体制評価点及び加算点の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た評価点をもって行う。

標準点＋施工体制評価点＋加算点＝100点＋施工体制評価点＋加算点

評価値＝（標準点＋施工体制評価点＋加算点）／入札価格

(3) 施工体制確認のためのヒアリングの実施

入札書等（施工体制の確認に係る部分に限る。）のヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある（詳細は入札説明書による。）。

4 落札者の決定方法

(1) 入札参加者は、価格及び3(1)に示す評価項目の提案の内容をもって入札し、次のアからウの要件に該当する者のうち、3(2)によって算出された数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて著しく不相当であると認められときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限内で、発注者の定める最低限の要求要件

をすべて満たして入札した者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。

ア 入札価格が予定価格の制限内であること。

イ 提案内容等が標準案を満たしていること。

ウ 評価値が、標準点(100点)を予定価格で除した数値(以下「基準評価値」という。)に対して下回らないこと。

- (2) (1)において、評価値の最も高いものが2人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。なお、くじの日時及び場所については、発注者から指示する。

5 実施上の注意事項

実際の施工に際しては、技術提案に基づく施工計画書により施工するものとするが、県との協議により、技術提案以上と認められるものについては、これに基づく施工を認める。

受注者の責により、技術提案以上の施工が行われない場合は、次の取扱いを行う。(詳細は入札説明書による。)

ア 工事成績評定の減点措置

イ 違約金の徴収

6 入札参加資格の確認手続

- (1) この工事の入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料、特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書、特定建設工事共同企業体協定書(甲)並びに構成員全員の経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写しを添えて知事に提出し、入札参加資格の確認及び共同企業体資格の審査を受けなければならない。なお、平成26年度において石川県が発注する建設工事の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められていない者にあつては、平成26年石川県告示による申請書も併せて提出しなければならない。

- (2) 申請書等の提出について

ア 申請書及び入札参加資格確認資料

結成された共同企業体の代表者又は当該代表者から委任された者が、電子入札システムにより、平成26年11月25日(火)午後5時までに提出すること。

書面による提出を希望する場合は、下記に電話又はメールにより申し込むこと。

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県農林水産部農業政策課技術管理室

電話 076-225-1617

E-Mail e210100@pref.ishikawa.lg.jp

イ 添付する書類

郵送(書留郵便に限る。)にて石川県農林水産部農業政策課技術管理室へ平成26年11月25日(火)までに提出(必着)すること。

(ア) 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書に特定建設工事共同企業体協定書(甲)並びに構成員全員の直近の経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写し

(イ) 同種工事の施工実績が確認できる請負契約書の写し

(ウ) 配置予定技術者等の資格及び工事経験が確認できる書類(主任(監理)技術者の資格及び免許書等並びに監理技術者にあつては国土交通大臣の登録を受けた講習の終了証明書、現場代理人及び主任(監理)技術者等選任届、コリンズカルテ等)の写し

(エ) 業態調書

(オ) 公告2(8)に定めるこの工事の施工計画書

(カ) 公告2(9)に定める総合評価方式に係る技術資料

ウ 提出部数 1部

- (3) 入札参加資格の確認結果の通知

ア 入札参加資格の確認は、2(3)に定める要件を除き、平成26年11月25日(火)現在の事実をもって行うものとする。

イ アの確認結果の通知は平成26年12月1日(月)に電子入札システムにて行う。

- (4) 入札参加資格否認の理由の説明

ア 入札参加資格がないと認められた者は、知事に対し、その理由の説明を求めることができる。

イ 理由の説明の請求は、平成26年12月10日(水)午後5時までに書面により行わなければならない。この場合、当該書面は、申請書等の提出場所に持参により提出すること(石川県の休日を定める条例(平成元年石川県条例第16号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)

ウ 県は、イの書面提出があったときは、平成26年12月15日(月)までに、説明を求めた者に対し、書面により回答する。

7 入札説明書等の交付方法等

(1) 設計図書等の閲覧期間

平成26年11月4日(火)から同年12月25日(木)まで

(2) 設計図書及び入札説明書等の閲覧方法

入札情報システム(下記ホームページアドレス)の入札予定画面より本工事の設計図書及び入札説明書等(施工体制確認型総合評価方式説明書、総合評価方式に係る技術資料作成要領、施工計画書作成要領及び様式)をダウンロードすること。

<https://www.ep-bis.supercalcs.jp/ebidPPIPublish/EjPPIj?KikanN0=1700000>

(3) 質問書の受付期間及び方法

知事に対して、文書で平成26年11月4日(火)から同年12月15日(月)までの期間内に郵送又は持参にて提出(必着、様式は任意)すること。

(4) 質問書に対する回答の閲覧期間及び場所

ア 閲覧期間 質問に対する回答の翌日から平成26年12月25日(木)まで

イ 閲覧場所 石川県農林水産部農業政策課技術管理室及び入札情報システムの入札予定画面

なお、上記について書面による交付を希望する場合は、下記に電話又はメールにより申し込むこと。

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県農林水産部農業政策課技術管理室

電話 076-225-1617(内線4655)

E-Mail e210100@pref.ishikawa.lg.jp

8 入札手続

(1) 入札書の受付期間

電子入札システムにより、平成26年12月24日(水)午前9時から同月25日(木)午後5時までに入札書(見積内訳書添付)提出すること。

ただし、1(8)により発注者の承諾を得た場合は、紙により上記提出期限までに持参又は郵送(書留郵便に限る。)すること。

(2) 開札日及び開札場所

平成26年12月26日(金)午前10時 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県庁行政庁舎1411会議室

(3) 落札者決定予定日 平成27年1月26日(月)

本工事は、入札価格が予定価格の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、総合評価の最も高い者を落札候補者とする。

(4) 入札結果の公表

仮契約後 入札情報システムにおいて公表する。

9 入札保証金

免除する。

10 落札価格

落札決定にあたっては、入札書に記載された当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするもので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

11 入札に関する注意事項

(1) 入札参加者は、契約書案、土木部競争入札心得、設計図書等を熟覧の上、入札しなければならない。

(2) 入札参加資格を有すると認められた者が入札を希望しないときは、入札に参加しないことができる。

この場合において、県は、入札に参加しないことを理由に不利益な扱いは行わない。

12 入札の無効

入札参加資格のない者、虚偽の入札参加資格の確認申請を行った者、見積内訳書を提出しない者及び土木部競争入札心得に違反した者の入札は、無効とする。

なお、知事により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札時において2に掲げる資格のない者は、競争参加資格のない者に該当する。

13 契約の条件

(1) 契約書の要否

落札決定の通知を受けた日から起算して5日以内(当該期間内に県の休日にあたる日があるときは、その日数を加算した期間)に契約書案による仮契約書を作成し、仮契約を締結しなければならない。

なお、この工事の契約締結については、事前に石川県議会の議決を要するので、当該仮契約は、石川県議会でのこの工事の請負契約の締結に係る議案が議決されたときに本契約となるものとする。ただし、県は、当該議案が石川県議会で議決されなかった場合には、仮契約を無効とし、本契約を締結しない。

また、仮契約の相手方に対していかなる責任も負わない。

(2) 本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

(3) 契約保証金

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67条)の規定により納付すること。ただし、同規則の規定により契約保証金に代えて担保を提供し、又は納付の免除を受けることができる。

(4) 工事代金の支払条件等

ア 前払金の額

各会計年度における請負代金の支払限度額の10分の4以下に相当する額

イ 部分払と中間前金払の選択

契約締結時に次に掲げる支払方法のいずれかを選択することができる。ただし、契約締結後において変更することはできない。

(ア) 部分払

石川県財務規則第147条第2項に規定する回数とする。

(イ) 中間前金払

各会計年度における請負代金の支払限度額10分の2以下に相当する額。

ただし、出来高予定額が200万円以上の基準を満たさない会計年度については、中間前金払は行わないものとする。

14 その他

(1) 詳細は、入札説明書等による。

(2) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 平成26年度において石川県が発注する建設工事の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められていない者も、6(1)により申請書等を提出することができるが、入札に参加するためには、開札までに、平成26年石川県告示に基づく特定入札参加資格の認定を受けていなければならない。

(4) 契約後VE方式に係る技術提案

契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることがなく請負代金額の低減を可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、県に提案することができる。この場合において、提案が適正と認められたときは、設計図書を変更し、必要があると認められるときは、請負代金額の変更を行うものとする。

(5) 配置予定監理技術者の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差し替えは認められない。

(6) 調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術

者の配置を求めることがある(詳細は入札説明書等による。)

- (7) 入札事務における交渉の有無
無

- (8) この公告に記載のない事項については、国内法並びに石川県の条例、規則及び告示によるものとする。

15 問合せ先

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地
石川県農林水産部農業政策課技術管理室
電 話 076-225-1617 (内線4655)
F A X 076-225-1891

16 Summary

- (1) Official in charge of awarding the contract
Masanori Tanimoto, Governor of Ishikawa Prefecture
- (2) Subject matter of the contract
Construction work of the Shiinoki・Kitaura Tunnel, Noto-Sotoura 4th area, the project of road improvement in wide area of farm villages.
- (3) Time-limit for submitting bidding applications by electronic bidding system
5:00 pm November 25 2014
- (4) Other relevant documents for the qualification by mail
5:00 pm November 25 2014
- (5) Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system
5:00 pm December 25 2014
- (6) Contact point for tender documentation
Agricultural Policy Division (Technical Management Office) Ishikawa Prefctual Government 1-1
Kuratsuki Kanazawa
920-8580 Japan TEL 076-225-1617 ex. 4655 E-Mail e210100@pref.ishikawa.lg.jp

県営土地改良事業計画の変更及び縦覧公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定により、次のとおり県営土地改良事業計画を変更したので、その関係書類を平成26年11月5日から同年12月4日まで縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第6項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に異議申立てをすることができる。

また、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第7項の規定による異議申立てに対する決定に不服がある者は、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第10項の規定により、県を被告として(県を代表する者は、知事となる。)、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、当該決定に対してのみ、取消しの訴えを提起することができる。

平成26年11月4日

石川県知事 谷 本 正 憲

地 区 名	事 業 名	縦覧に供する書類	縦 覧 場 所
滝 地 区	県 営 ほ 場 整 備 事 業 (耕作放棄地解消型)	県営土地改良事業変更計画書の写し	羽 咋 市 役 所

道路の位置の指定公告

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成26年11月4日

石川県知事 谷 本 正 憲

関係土地の地名及び地番	道路の幅員及び延長	位置指定申請者	指定年月日
かほく市秋浜ニ6番1	幅員 6.00m 延長 39.85m	金沢市御影町7番13号 有限会社イー・エス・ホーム	平成26年10月22日

公 安 委 員 会

石川県公安委員会告示第127号

石川県公安委員会が行う交通の規制（昭和47年石川県公安委員会告示第48号）の一部を次のように改正する。

平成26年11月4日

石 川 県 公 安 委 員 会

別表第4（指定方向外進行禁止）金沢中警察署管内の表に次のように加える。

876	市道香林坊 1丁目線1号	金沢市南町1番1号先（南東角）	国道157号南町方向から片町1丁目方向への右折	車 両	終日
-----	-----------------	-----------------	-------------------------	-----	----

別表第4（指定方向外進行禁止）金沢東警察署管内の表に次のように加える。

1035	市道 中央通町線8号	金沢市中央通町109番地3先	長土堀3丁目方向から長町1丁目方向への左折	自動車及び原 動機付自転車	終日
1036	市道 中央通町線7号	金沢市中央通町2番1号先	長土堀3丁目方向から長町1丁目方向への左折	自動車及び原 動機付自転車	終日

別表第4（指定方向外進行禁止）七尾警察署管内の表に次のように加える。

200	市道 七尾東5号線	七尾市府中町15番地先	生駒町方向から作事町方向への直進	自動車及び原 動機付自転車	終日
201	市道	七尾市国分町シ部30番地2先	白馬町方向から藤橋町方向への左折	自動車及び原 動機付自転車	終日
202	市道徳田21号線	七尾市国分町ウ部112番地先	藤橋町方向から白馬町方向への右折	自動車及び原 動機付自転車	終日

別表第9（追い越しのための右側部分はみ出し通行禁止）2以上の警察署管内にまたがる表に次のように加える。

40	県道草深木呂場 美川線、白山市 道平加長屋線	白山市長屋町イ111番地先から 能美郡川北町字老ツ屋208番地1先まで	終日	約6,400メートル（白山 署約680メートル、寺井 署約5,720メートル）
----	------------------------------	--	----	---

別表第11（最高速度の指定）七尾警察署管内の表に次のように加える。

189	国道249号	七尾市藤橋町ア部2番地先から 七尾市国分町ラ部50番地先まで	約1,150 メートル	毎時50キロ メートル	終日	車両（原動機付自 転車及びけん引① ②③を除く。）
-----	--------	-----------------------------------	----------------	----------------	----	---------------------------------

別表第11（最高速度の指定）七尾警察署管内の表100の項を次のように改める。

100	県道七尾鳥屋線	七尾市国分町シ部9番地1先から 七尾市白馬町へ部46の1番地先まで	約2,700 メートル	毎時50キロ メートル	終日	車両（原動機付自 転車及びけん引① ②③を除く。）
-----	---------	--------------------------------------	----------------	----------------	----	---------------------------------

別表第18（駐車禁止）金沢中警察署管内の表に次のように加える。

619	市道野町 3丁目線1号	金沢市野町3丁目1番8号先から 金沢市野町3丁目2番40号先まで	約100 メートル	終日	車 両
-----	----------------	-------------------------------------	--------------	----	-----

別表第18(駐車禁止)金沢中警察署管内の表17の項を次のように改める。

17	市道野町 3丁目線12号	金沢市野町3丁目1番10号先から 金沢市野町3丁目330番地先まで	約70 メートル	終日	車両
----	-----------------	--------------------------------------	-------------	----	----

別表第23(環状の交差点における右回り通行)津幡警察署管内の表に次のように加える。

1	市道白尾90号線	かほく市白尾ヲ287番地先		終日	車両
---	----------	---------------	--	----	----

別表第11(最高速度の指定)金沢東警察署管内の表81、106、142、148、151及び199の項を次のように改める。

81		削	除
106		削	除
142		削	除
148		削	除
151		削	除
199		削	除